

令和3年12月15日

泉南市教育委員会
教育長 古川 聖 登 様

泉南市情報公開・個人情報保護審査会
会長 津戸 正 広



諮問庁：泉南市教育委員会

諮問日：令和3年10月1日（令和3年諮問第1号）

答申日：令和3年12月15日（令和3年答申第1号）

事件名：4. 温水プールを使つての授業の検討資料に関する公開決定（全部公開）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

泉南市情報公開決定（泉南教総第110号）につき公開の種類を「全部公開」とした決定（以下「本件処分」という。）について、「一部公開」と変更することが妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、泉南市情報公開条例（平成11年泉南市条例第17号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、令和3年5月17日（受理日）に「件名2 市長の市議会答弁（別紙参照）にある「温水プールを使つての授業」を去年（註：2018年）秋から検討したことがわかるすべての文書（会議録、メモ等）を出してください。」（以下「本件対象文書」という。）を含む複数の項目にわたる公文書公開請求を行った。
- 2 処分庁は、当該公開請求に対し、令和3年5月28日に情報公開（全部公開）決定を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和3年6月4日付けで条例第16条の規定により、本件処分を不服として、処分庁に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨（要約）

泉南市教育委員会の令和3年5月28日付の全部公開決定処分のうち、本件対象文書が不存在であることを前提とする処分をされたい。

2 審査請求の理由

- (1) 請求した文書と異なるものを公開するために情報公開決定通知書の件名を改変し、請求していない文書を公開した処分は条例違反である。
- (2) 上記 (1) により、請求した文書が不存在であることが明らかであるため、条例第7条第4項の規定により、文書不存在の処分を求めるものである。

第4 処分庁の説明の要旨

- 1 処分庁は、令和3年5月14日付けで審査請求人からなされた本件開示請求のうち、本件対象文書について、2018年秋頃から検討を開始したことがわかる資料を検索したところ、「秋頃」といった明確な検討開始時期がわかる会議録やメモは不存在であった。しかし、検討開始した時期に生じた関連する文書をできる限り公開すべきとの考えから、本来ならば情報公開決定の際に「文書不存在」とすべきところを、存在する文書を全部公開とした。
- 2 処分庁が公開決定とした文書の件名を「温水プールを使つての授業の検討資料」と記載したことについて、明確な検討開始時期がわかる書類等は不存在であり、関連する書類をできる限り公開すべきとの考えから、存在する文書を全部公開と決定したため、請求資料の意図を広義に捉えて関係資料を提供するために項目名を変更したものであり、異なる資料を情報公開するとの意図はもたない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その目的を第1条で規定しており、「市の保有する情報を公開し、市の市民に対する説明責任を果たすことにより、市政に関する市民の知る権利を保障するとともに、市政に対する理解と信頼を深め、市民の市政への参加を促進し、もって地方自治の本旨に即した市民による市民のための市政の発展に資する」ことを目的とするものである。したがって、当審査会は市民の公文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、当審査会により調査を行い、条例の適用について審査することとした。

2 本件対象文書について

本件開示請求は、処分庁は全部公開とする決定を行った。

この点、令和3年5月14日付泉南市情報公開請求（申出）書別紙情報公開請求文書一覧によれば、審査請求人は、本件対象文書、すなわち、「「温水プールを使つての授業」を去年（註：2018年）秋から検討したことがわかるすべての文書」の提出を求めている。

一方、令和3年8月17日付泉南市情報公開審査請求弁明書によれば、処分庁は、本件対象文書は不存在であると認識している。これに関し、令和3年11月12日に

開催された口頭意見陳述の場で、審査請求人としても、本件対象文書が存在すると主張しているわけではなく、不存在なのであれば、それを前提とした処分に変更することを求める旨、意見を述べている。

以上からすれば、審査庁は、本件対象文書は不存在であると認定すべきである。

3 本件処分の妥当性について

上記のとおり、本件対象文書は、不存在である。

そのため、その余について検討するまでもなく、全部公開との決定を行った本件処分は妥当ではなく、本件対象文書が不存在であるという事実関係に整合するよう、本件対象文書が不存在であるとの理由を付したうえで（条例第7条第4項参照）、処分の内容を「一部公開」に変更すべきである。

第6 結論

以上の理由により、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。